

第5 ごみ減量・資源化促進事業

1 ごみ減量・資源化促進事業の概要

本市では、ごみ減量と資源の有効利用を促進するため、昭和49年から子ども会やPTAなどが主体となって行う資源回収に補助金を交付するなど実践活動団体の育成と普及に努めてきた。さらに、昭和54年度からは各種団体などの協力を得て「資源回収推進地区」を指定し、地域の資源回収事業を積極的に推進してきた。

また、事業系ごみの排出量の大幅な増加に対処するため、平成4年度に「地球にやさしいオフィス」登録制度を全国に先駆けて発足させ、事業者の自主的な取組によるごみの減量・資源化を促進している。

また、ごみを出さないライフスタイルへの転換を市民に呼びかけ、商品の購入段階等でのごみの減量化等を図るため、市民の日常生活と直接接する店舗等を登録する「地球にやさしい店」登録制度を平成5年度から発足させるなど、消費・排出の各段階でのごみ減量・資源化対策を推進している。

こうした様々な取り組みが評価され、平成7年に国からごみの排出抑制や再利用に先進的な取り組み全国的なモデルとして、「クリーン・リサイクルタウン」に選定された。

平成8年10月に、「容器包装リサイクル法」に対応する「高松市分別収集計画」を策定し、分別収集に関する基本的事項を定め、平成12年7月には「容器包装リサイクル法」完全実施と本市ごみ処理施設の能力が逼迫してきたことから、従来のごみ収集方式を全面的に改め、家庭系ごみにおける「資源ごみ」収集量の大幅な増加と、「可燃・破碎ごみ」の減量という点で一定の成果を挙げた。

平成13年4月から家電リサイクル法（特定家庭用品機器再商品化法）が施行されたことにより、家電リサイクル対象4品目については、臨時・粗大ごみとして収集し、メーカーの指定取引場所へ運搬することとした。

平成16年10月1日からは、より一層のごみ減量・資源化、ごみ処理にかかる負担の公平化、ごみに責任をもつ社会の実現を目指し、定期収集家庭ごみのうち、「燃やせるごみ」「破碎ごみ」について有料の指定収集袋による回収を開始した。

平成17年度の近隣6町との合併で本市を取巻く環境の変化もある中、平成20年3月には一般廃棄物処理基本計画を改定し、さらなるごみの減量・資源化に取り組んでいる。

平成20年4月からは合併地区のごみ収集体制を旧高松市の制度に統一した。

また、製造メーカー等によるリサイクルを促進するため、平成20年4月からパソコンの収集・処理施設での受入れを市が行わず、製造メーカー等が独自に引き取ることとし、資源の再利用を図っている。

平成20年12月1日には事業者、市民団体、市の3者で「レジ袋等の削減に関する協定」を締結し、協定を結んだ11事業者（実施店舗数37店舗）、6市民団体および市は、買い物袋の持参を呼びかけ、レジ袋の使用量削減に向けて協働して取り組んでいる。

平成21年4月から家電リサイクル法の改正により、新たに、液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機が対象品目に追加された。

また、製造メーカー等によるリサイクルを促進するため、平成21年4月から携帯電話機の収集・処理施設での受入れを市が行わず、製造メーカー等が独自に引き取ることとし、資源の再利用を図っている。

平成 24 年 4 月から廃棄物処理法に基づき、広域認定制度の認定を受けている消火器や二輪車（50cc 以下）については、メーカーでのリサイクルを開始している。

平成 25 年 4 月には、小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業の対象地域に採択された。10 月から携帯電話やデジタルカメラなど 21 品目の小型家電を、市役所本庁や全支所・6 出張所、環境業務センターの 15 か所でボックス回収するモデル事業を開始する予定である。

2 高松市廃棄物減量等推進審議会

平成 3 年 9 月に市民、事業者、行政の三者が連携し、協力してごみの減量のために何ができるか、また、何をすべきかについて協議するため「高松市ごみ会議」を設置した。平成 4 年 6 月に中間報告書、平成 5 年 7 月に最終報告が市長に提出された。

平成 6 年 2 月に、一般廃棄物の適正な処理、減量、再生利用の促進等について審議するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 5 条の 7 規定に基づく、「高松市廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例」第 17 条の規定により、高松市廃棄物減量等推進審議会を設置した。審議会は学識経験者、各種団体の代表者など 13 人で構成されている。

3 高松市リサイクル推進員

平成 5 年 4 月に、一般廃棄物の減量化・資源化を更に推進するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく高松市リサイクル推進員を各校区に設置した。地区のリーダーとして活動するとともに、地域ぐるみの主体的なリサイクルを推進している。

リサイクル推進員数 129人（平成25年 4 月21日現在）

4 ごみ減量・資源化シンボルマーク・シンボルキャラクター

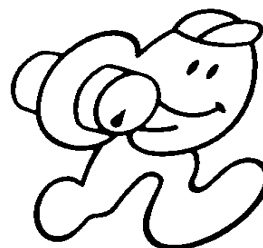
平成 3 年12月に、ごみ減量・資源化を広く市民にアピールするため「ごみ減量・資源化シンボルマーク」を全国から一般公募し、平成 4 年 2 月に1,117点の応募作品の中から「シンボルマーク・シンボルキャラクター」を選定した。シンボルキャラクターについては、より親しみやすいものとするため愛称を「カンクルちゃん」と命名し、あわせて表示している。

シンボルマーク・シンボルキャラクターは、各種の印刷物などへも積極的に使用している。

[高松市ごみ減量・資源化シンボルマーク・シンボルキャラクター]



シンボルマーク



シンボルキャラクター
(愛称 カンクルちゃん)

5 レジ袋等の削減推進

(1) レジ袋等の削減に関する協定

温室効果ガスの排出抑制とごみの減量化に大きな効果がある、レジ袋等の使用量の削減について、事業者、市民団体および市の3者で「レジ袋等の削減に関する協定」を締結し、市民に対し、買い物袋の持参を呼びかけるなど、協働してレジ袋の使用量削減に取り組んでいる。

平成25年4月現在、協定締結事業者13事業者（40店舗）、市民団体6団体

(2) レジ袋等の削減推進シンボルキャラクター

平成20年に市民等から公募し、応募総点数160点から、優秀賞の作品を「レジ袋等の削減推進シンボルキャラクター（愛称 エコバックくん）」として選定した。



レジ袋等の削減推進シンボルキャラクター
(愛称 エコバックくん)

6 生ごみ減量化助成事業

家庭から排出される生ごみを減量するため、生ごみ堆肥化容器または生ごみ処理機（以下「処理機」という。）の購入に係る費用の一部を補助することにより、ごみの減量化・資源化を促進するとともに、市民のごみ処理に対する意識の高揚を図っている。

平成21年度から、補助申請を行ってから5年を経過し、新たに買い替えを行う場合も補助の対象とした。

(1) 生ごみ処理機等購入補助制度の概要

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

	生ごみ堆肥化容器	生ごみ処理機
1 補助対象機種	微生物の活動により生ごみを分解し、堆肥化させ、または減量させることを目的として製造されたもので市長が認めたもの（機械式のものを除く）	微生物の活動または乾燥装置により生ごみを消滅させ、または減量する機械式のもので市長が認めたもの
2 補助対象者	① 市内に住所を有し、かつ、居住している者 ② 生ごみ処理機を購入した者にあつては、高松市の市税を完納している（申請時点で滞納がない）者 ③ 処理機を市内の自己の家庭から排出される生ごみの処理のために活用し ④ 処理機を常に良好な状態で保持し、周囲に迷惑を掛けないで維持管理できる者	
3 販売店	制限なし	制限なし
4 補助基数	1 世帯につき 2 基	1 世帯につき 1 基
5 補助限度額	3,000 円	20,000 円
6 補助率	購入価格（消費税込み）の 1/2	購入価格（消費税込み）の 1/2
7 端数処理	補助金額の 10 円未満は切り捨て	補助金額の 100 円未満は切り捨て

(2) 生ごみ処理機等補助基数・補助金の推移

		平成元年～平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合計
生ごみ堆肥化容器	基数	25,791	300	342	345	248	235	221	27,482
	補助金(円)	83,329,240	855,500	924,490	919,660	691,000	630,050	593,320	87,943,260
生ごみ処理機	基数	4,905	208	403	228	184	118	86	6,132
	補助金(円)	106,486,310	4,074,600	8,007,100	4,498,000	3,657,400	2,308,200	1,711,900	130,743,510

※ 機械式生ごみ処理機の入補助は、平成 10 年 8 月 1 日から行っている。

7 啓発活動等

(1) ごみ分別ガイドブックの発行

ごみの分別・排出方法等を啓発するため、平成12年のごみ新収集体制への移行に伴い、「ごみ分別ガイドブック」を新たに製作し、全世帯に配布した後、平成16年の家庭系ごみ有料化の導入に伴い、同ガイドブックを大幅に改定し、再度全世帯に配布した。その後、平成20年4月の合併6地区のごみ収集体制統一に伴い、内容を一部改訂し、合併6地区の全世帯に配布した。また、転入者等にも要望に応じ随時配布している。

平成23年度に見やすさ、検索のしやすさなどを重点に全面改訂し、市内全世帯に配布するとともに、ホームページにも掲載した。

(2) 外国人向けパンフレットの発行

平成16年10月からの定期収集家庭ごみ有料化の実施に伴う各種広報の一環として、市内在住の外

国人に対し、正しいごみの出し方についての啓発パンフレット（英語、中国語、韓国語）を作成し、希望者に配布している。

(3) 小学校社会科副読本の発行

昭和53年度から市内の小学校4年生を対象に、学校教育を通じてごみ処理事業に対する理解と正しい知識を学んでもらうことを目的に、社会科補助教材として社会科副読本「きれいな高松に ～くらしとごみ～」を高松市小学校社会科研究会の編集で毎年度改訂発行している。

(4) ごみ処理・リサイクル施設見学会の開催

各処理施設において小中学校や各種団体等の見学者を随時受け入れて、ごみ処理の実情に関する理解と認識を深めてもらっている。

(5) ごみ減量・資源化啓発DVDの貸出

南部クリーンセンターで、「ようこそ南部クリーンセンターへ ごみはどうなるの？教えてアース博士」および、「なるほどリサイクル」、「分別排出のポイント」のDVDを希望者に貸出している。

8 事業者への指導・啓発など

(1) 地球にやさしいオフィス登録制度

平成4年度に、事業系一般廃棄物の減量・資源化を推進するため、「地球にやさしいオフィス」宣言をした事業者の申請に基づき市に登録する「地球にやさしいオフィス登録制度」を発足させた。

この制度を推進するため、すでにビル全体でリサイクル等に取り組んで他のオフィスのモデルとなる4ビルを「地球にやさしいオフィスモデルビル」として平成4年10月に指定し、同年11月から登録受付を開始した。

また、平成21年4月には制度の見直しを図り、取組内容に温室効果ガスの排出抑制に係る項目を加え、新たに登録事業所を募集した。

平成25年4月1日現在登録状況

事業所数 132事業所

(2) 地球にやさしい店登録制度

利便性と豊かさのみを求めるライフスタイルから、環境に配慮した地球にやさしいライフスタイルへの転換を市民に呼び掛けるため、平成6年2月に、容器包装の回収、包装の簡素化、再生品の販売等に取り組み、市のごみ減量・資源化事業に協力いただける店舗等を「地球にやさしい店」として登録する制度を発足させた。

また、平成21年4月には制度の見直しを図り、取組内容に温室効果ガスの排出抑制に係る項目を加え、新たに登録店舗を募集した。

平成25年4月1日現在登録状況

店舗数 140店舗

(3) 事業系一般廃棄物減量等計画書の提出

事業系一般廃棄物の減量および資源化を推進することを目的として、平成21年10月に「高松市事業系一般廃棄物の減量化等に関する指導要綱」を制定し、事業の用に供する延べ面積3,000㎡以上の建物を所有・占有または管理する事業者を「多量排出事業者」として、毎年、事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を求めている。

平成24年度提出事業者数 266事業者

(4) 事業系廃棄物減量・資源化優良事業者表彰制度

平成23年度から、地球にやさしいオフィス・店および多量排出事業者を対象に、事業系廃棄物の減量・資源化および温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組み、効果を上げている事業者を「エコシティたかまつ優良事業者」として表彰するとともに、ホームページ等にその取組みを公表している。24年度は3社を表彰した。

(5) 搬入検査

南部および西部クリーンセンターでは、一層の分別の徹底によるごみの減量化や資源化の推進、安全・安心・安定したごみ処理を目指すため、随時搬入検査を行ない、搬入禁止物等の混入防止を進めるとともに、収集運搬業者やごみ排出事業者・市民に対して、ごみの正しい分別方法や出し方についての指導・啓発を行った。

9 旧環境プラザ（環境保全推進課分室）

環境学習の拠点施設として各種の環境学習事業を展開してきたが、22年8月1日の事業仕分けにおいて、廃止判定が下ったことから、関係各課および環境プラザ運営協議会を始め、内外関係者と環境プラザの在り方について検討を行ってきた結果、23年度末で「公の施設」としての環境プラザは廃止することとした。

24年度以降は、施設を環境意保全推進課の分室として位置づけ、管理運営は直営としたうえで、無料で環境活動団体等の活動成果発表、展示活動等に貸し出すとともに環境学習活動に活用している。

また、今まで施設を利用しながら、環境プラザ勤務の非常勤嘱託職員が中心になって行ってきた環境学習活動は、環境活動団体等の自主的な活動や相互交流を促進する観点からも、環境活動団体等が中心になって実施することとした。

10 不法投棄防止対策

平成20年4月の組織改正により、適正処理対策室を環境指導課に移管するとともに、室に適正指導係および監視パトロール係を設置し、不法投棄の防止に努めている。

(1) 不法投棄監視カメラの設置

市内でも、特に不法投棄が多く見られる山間地および海岸線地域の15か所に、監視カメラを設置するとともに、監視エリアの表示看板を立て、不法投棄防止の啓発を行っている。

(2) 不法投棄防止パトロールの実施

毎週2～3回、職員による不法投棄防止パトロールを定期的に行っているが、24年度において

は、職員による定期監視パトロールを平日33回、休日12回、随時パトロールを41回の計86回実施した。

また、不法投棄の行為者の調査・指導を行い不法投棄されているごみについては、早期の撤去に努めている。

(3) 不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦の実施

山間地や海岸線などの広範囲にわたる不法投棄が見られる地域においては、行政と住民が連携して、不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦を実施し、不法投棄されているごみの回収を行うことにより、環境美化と環境意識の向上に努めている。

＜平成24年度 不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦実施内容＞

- ・実施件数 8件
- ・延べ参加人員 約7,460人
- ・総回収量 48.5t



平成25年3月3日屋島クリーン大作戦



平成25年1月27日高松エアポートクリーン作戦

(4) 平成24年度瀬戸・高松広域定住自立圏不法投棄対策事業の実施

＜瀬戸・高松広域定住自立圏出合いふれあいクリーン作戦実施内容＞

- 実施件数 5件
- 延べ参加人員 約2,600人 総回収量 26.9t

(綾川町については、高松市エアポートクリーン作戦(拡充)で実施のため除く。)

(5) 第5回「高松クリーンデー“たかまつきれいでー”」の実施

10月の環境美化月間重点日事業として、行政と住民が連携して、市全域での清掃活動「高松クリーンデー“たかまつきれいでー”」を実施し、地域の環境美化と環境意識の向上に努めている。

＜平成24年度高松クリーンデー“たかまつきれいでー”

実施日 平成24年10月28日(日) 参加人数 約58,000人 回収量 44.0t

11 家電リサイクル法

平成13年4月から家電リサイクル法が施行されたことにより、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の4品目はリサイクルすることが義務づけられ、これらの品物が不要となった時には、原則として、販売店を通じてメーカーへ引き渡しリサイクルを行うこととなっている。販売店に引取りの義

務がないなどのやむを得ない場合に限り、市で回収し、メーカーの指定引取場所へ搬入している。

家電4品目の不法投棄については、市民からの通報等により回収し、リサイクル可能な物については、メーカー指定引取場所へ搬入している。

また、平成21年4月から液晶・プラズマテレビと衣類乾燥機が対象品目に追加された。

＜家電4品目の有料収集および不法投棄収集の実績＞

品 目	有料収集台数実績（台）					不法投棄収集台数実績（台）				
	20	21	22	23	24	20	21	22	23	24
テ レ ビ	211	190	223	250	109	75	100	91	84	54
エ ア コ ン	43	21	22	23	14	0	0	0	0	0
冷 蔵 庫 冷 凍 庫	190	118	101	112	120	18	27	50	16	29
洗 濯 機 衣 類 乾 燥 機	159	139	114	98	88	28	1	8	6	6
合 計	603	468	460	483	331	121	128	149	106	83

12 家庭用パソコンおよび携帯電話機のリサイクル

製造メーカー等によるリサイクルを促進するため、平成20年4月から家庭用パソコンの収集、また、平成21年4月から携帯電話機の収集および処理施設での受入れを行わず、製造メーカー等が独自に引き取ることとし、資源の再利用を図っている。

13 消火器や二輪車（50cc以下）のリサイクル

廃棄物処理法に基づき、広域認定制度の認定を受けているメーカー等によるリサイクルを促進するため、平成24年4月から消火器や二輪車（50cc以下）の収集および処理施設での受入れを行わず、メーカー等のリサイクルシステムを活用し、資源の再利用を図っている。

14 苦情処理件数

市民からの不法投棄の苦情には、捨てられた廃棄物から投棄者を調査し、悪質な場合には警察等の関係機関と協力して指導している。野外焼却の苦情に対しては、ごみの自家焼却は行わず、業者委託や分別して定期収集に出すなどの適正処理を行うよう指導している。

＜苦情件数＞

区分	年度				
	H20	H21	H22	H23	H24
不法投棄	167	172	124	142	159
野外焼却	86	120	166	159	134
その他	3	0	36	40	59
合 計	256	292	326	341	352

15 市民・事業者への不法投棄防止，廃棄物の適正処理に対する意識の啓発

廃棄物の適正処理について，許可業者を対象とする講習会やホームページ，広報紙を通じて，事業者・市民への周知・啓発に努めるとともに，地元住民・各種団体と連携し，不法投棄の防止に取り組んでいる。

16 資源ごみ持ち去り防止対策

「高松市資源ごみ持ち去り防止要綱」を平成 21 年 4 月 1 日に制定し，ごみステーションに出された新聞紙などの資源ごみの持ち去りを防止するため，職員による早朝パトロールや，広報等により市民に注意喚起の啓発を行っている。